

NIC 車両実証室安全管理に関する申合わせ

2016.12.28 車両実証室管理者

1 趣旨

車両実証室における災害の未然防止のため、名古屋大学ナショナルイノベーションコンプレックス安全衛生管理内規に基づき、車両実証室内における一般的な安全管理のルールをここに申し合わせる。

本申し合わせは、未来社会創造機構の構成職員及び関係する学生の他、試験実務や見学等に関わらず、車両実証室に立入る者全てに適用する。

2 安全体制

未来社会創造機構 機構長は、内規に基づき衛生管理者及び車両実証室管理者の環境安全衛生業務を統括する。

3 衛生管理者及び車両実証室管理者の業務

衛生管理者及び車両実証室管理者は次の安全業務を行う。

- ① 入室者および利用者等に対して安全に関する指導・教育を行う。
- ② 車両実証室の各種設備・装置の定期起動点検(月1回)を行う。
- ③ 週一回の安全点検・パトロールを行い、本申し合わせの重大な違反者は、NIC 施設安全衛生会議に報告する。

4 作業時の服装

- ① 作業に適した服装(長ズボン、適切な靴)とする。スカート、足が露出したズボン、サンダル、ハイヒール等での作業を禁ずる。
- ② 上着のボタンやファスナーを開放してはならない。マフラーや裾の長いコート of 着用等、また首からひもで職員証等を吊り下げた服装での作業を禁ずる。(挟まれ・巻き込まれ災害防止)

5 見学等の作業を伴わない場合の服装

引率者の責任の下に安全を確保したうえで入室するものとする。

6 車両実証室における歩行

- ① 室内では、歩行帯(クリーム色)を歩行し、走ってはならない。
- ② 横断歩道(クリーム色ゼブラゾーン)進入前には左右の安全確認(指差呼称)を実施する。

7 車両実証室の各実験設備における保護具の着用

車両実証室内の各実験設備のドレスコードに従い、適宜着用することとする(別紙参照)。

8 試験車両の入退室

- ① 入退室時はドライバーの他に誘導員を配置し，進行方向の安全を十分に確保しながら走行する．誘導員は，車両の進行方向には立入ってはならない．
- ② 入退室時はシャッターを全開し，車両実証室吸排気ファンを起動するものとする．
- ③ 車両実証室内では，エンジンを起動してはならない．ただし，車両実証室への入退室時を除く．

9 車両実証室での飲食

- ① 車両実証室での飲食は，禁止とする．但し水分補給を除く．
- ② 蓋を閉じる事ができない容器を使用してはならない．

10 各種設備装置の利用者の点検

- ① 設備使用者は，各室備付けのチェックシートに従い，始業・終了点検を行う．
- ② 操作・動作中に異音，異臭，誤動作など異常だと感じた場合は，直ちに操作を中断し，衛生管理者及び車両実証室管理者に連絡する事とする．

11 定期点検

テクニカルサポート室員は，各室備付けの月度点検簿により月 1 度の定期点検を実施する．

本申し合わせは，平成 28 年 12 月 28 日第 11 回 NIC 施設管理安全衛生会議の報告の後施行されるものとする．

別紙

車両実証室内の各室毎のドレスコード

	ヘルメット	作業帽	保護メガネ	耳栓	手袋	安全靴
車両台上特性評価室		※1			○※6	
ドライビングシミュレータ室	※1	※1			○※6	
タイヤ試験機室	※1	※1			○※6	○※7
シャシダイナモ室		※1		○※2	○※6	○※7
インクジェット式光造形室		※1			○※6	○※7
粉末焼結積層造形室		※1			○※6	○※7
アライメントテスタ	○※5	※1	○※5		○※6	○※7
車両重量計		※1			○※6	○※7
ワークステージリフト	○※3	※1	○※5		○※6	○※7
2柱リフト	○※5	※1	○※5		○※6	○※7
タイヤチェンジャ		※1	○※4		○※6	○※7
ホイールバランス		※1			○※6	○※7

※1 必要に応じ使用(狭いエリアに頭部が入る時等)

※2 100km/h以上での車両走行時

※3 共用備品として設備に設置(荷役作業時に使用)

※4 共用備品として設備に設置

※5 共用備品として設備に設置(リフトアップ時、車両下に入るとき使用)

※6 手袋は作業内容に応じて使い分ける(綿手袋, 皮手袋, ケプラー手袋等)

※7 作業時に着用. PC使用等の軽微な作業時を除く.

